

広情個審第70号  
令和7年10月30日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和7年4月15日付け広地コ第1号で諮問のあったことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第391号事案）

# 答申書

諒問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諒問事案】

令和7年4月15日付け広地コ第1号の諒問事案（諒問第391号事案）

令和6年12月27日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が令和7年1月10日付け広島市指令地コ第227号で行った公文書部分開示決定に対する同年2月18日付け審査請求

## 1 審査会の結論

実施機関は、上記の公文書開示請求に対して行った改修工事業者見積書（以下「本件文書」という。）に関する公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）について、「4 審査会の判断理由」で示したとおり、その一部を開示すべきである。

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

実施機関が行った本件部分開示決定において開示された本件文書のうち不開示とされた見積り内容、見積り金額の開示を求める。

### (2) 審査請求の理由

ア 本件文書は「ひろしまＬＭＯ運営助成金」事業計画書に基づく活動拠点整備費として申請されたものだが、その工事内容及び金額に疑義があるため開示請求したものであり、改めて開示を求める。

イ 実施機関は不開示の理由として、「当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれ」というが、業者名は開示されていないため全くそのおそれはない。

## 3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件文書は、事務所の賃借人である早稲田学区社会福祉協議会（以下「本件団体」という。）から改修工事の依頼を受けた施工業者（以下「本件事業者」という。）が、本件団体に対し、施工内容や金額を提示したものである。
- (2) 本件文書の記載のうち、不開示とした箇所は、法人その他団体に関する情報であって、公にする

ことにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである（広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）（以下「条例」という。））。

(3) 不開示とした箇所のうち審査請求のあった「見積り内容」、「見積り金額」については、これらが公になれば、同業種の他の業者がその取引先に対して何らかの働きかけをすることなどが考えられ、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため条例の規定に基づき不開示としたものである。

#### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

##### (1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は、「この条例は、市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」と定め、条例第3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」としている。

##### (2) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第3号は、不開示情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。」と規定している。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

##### (3) 本件部分開示決定における不開示情報について

当審査会が見分したところ、本件部分開示決定において開示しないこととした部分は、本件文書を作成した本件事業者の名称等と早稲田集会所管理人室内装改修その他工事（以下「本件工事」という。）に係る工事費用の積算内訳を記載した内訳表である。

本件事業者の名称等の不開示については請求人から異議の申出がなく、それ以外の情報の不開示について請求人は不服としているものと考えられることから、本件工事に係る工事費用の積算内訳を記載した内訳表（以下「本件不開示部分」という。）の不開示事由該当性について検討する。

#### （4）本件不開示部分の不開示事由該当性について

当審査会が見分したところ、本件不開示部分には、項目の名称と、各項目に該当する情報として工事の内容に関する情報と工事に要する費用に関する情報が記載されている。

##### ア 項目の名称

当審査会が見分したところ、本件不開示部分における項目の名称に特殊な点は見当たらず、これを公にすることで本件団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第7条第3号の不開示理由は認められない。

したがって、当該情報を条例第7条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、実施機関は当該情報を不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

##### イ 各項目の記載のうち工事の内容に関する情報

当審査会が見分したところ、本件不開示部分には、工事の内容に関する情報として本件工事における工事の種別、仕様、単位の呼称、数量及び備考が記載されている。

当該情報は、本件工事の施工を依頼した本件団体に関する情報に当たると解されるところ、本件工事において施工される工事の種別、仕様、単位の呼称、数量及び備考には特殊な点は見当たらず、これらの情報が公になったとしても、施設の安全上の問題が生じるなど、本件団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないから、条例第7条第3号の不開示理由は認められない。

したがって、当該情報を条例第7条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、実施機関は当該情報を不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

##### ウ 各項目の記載のうち工事の費用に関する情報

当審査会が見分したところ、本件不開示部分には、工事の費用に関する情報として部材等の単価、当該単価に部材等の数量を乗じて得られる金額、工事種別ごとの小計、消費税額並びに税抜き及び税込みの合計額が記載されている。

部材等の単価、当該単価に部材等の数量を乗じて得られる金額及び工事種別ごとの小計は、本件事業者がどの程度の金額で部材等を仕入れて施工することができるかという本件事業者のノウハウに関わる情報であり、社会通念上、事業を営むものが秘匿することを認められている情報に該当する。

請求人は本件事業者の名称が不開示であるため当該情報を開示しても本件事業者の競争上の地位を害するおそれないと主張しているが、一般的に、工事看板の設置や名称を表示したトラックでの資材の搬入、工事による騒音や資材搬入時の交通への影響等に理解を求めるチラシの周辺住民への配布などにより、施工業者の名称は一定程度公になるものと考えられることから、本件事業者の名称についても一定程度公になっていることを前提に不開示事由該当性を判断する必要がある。

これらのことと踏まえると、当該情報を公にすることにより、本件事業者の競争上の地位を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号の不開示理由が認められる。

ただし、消費税額並びに税抜き及び税込みの合計額については、本件工事の合計額が見積金額として開示されており、税抜きの場合にはその旨を表記するのが一般的だがその記載もないことから税込みの合計額が開示されていると推認でき、そうすると、容易に消費税額及び税抜きの合計額を計算することが可能なため、当該情報を公にすることにより本件事業者の競争上の地位を害するおそれがあると認められず、条例第7条第3号の不開示理由は認められない。

したがって、部材等の単価、当該単価に部材等の数量を乗じて得られる金額及び工事種別ごとの小計を条例第7条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、消費税額並びに税抜き及び税込みの合計額を不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は消費税額並びに税抜き及び税込みの合計額を不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

#### (5) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 7. 4. 15	広地コ第1号の諮問を受理（諮問第391号で受理）
R 7・7・15 (第1回審査会)	第3部会で審議
R 7・8・19 (第2回審査会)	第3部会で審議
R 7・9・16 (第3回審査会)	第3部会で審議
R 7・10・21 (第4回審査会)	第3部会で審議

参考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
福 永 実 (部会長)	広島大学大学院教授
松 田 健之介	弁護士
山 中 和 久	株式会社中国新聞社論説委員室主幹